

令和8年3月1日

職員各位

医療法人メディフォー
介護老人保健施設メディケア栄

< 処遇改善加算について（令和8年度） >

1. 処遇改善加算の性質

- ①加算による収入であるため財源は毎月変動する（事業収入×加算率）
- ②国が加算をやめた場合、支給そのものがなくなる
- ③職員の賃金のみを使う財源である
- ④従来の旧処遇改善・特定・ベースアップ加算の支給方法を原則継続
- ⑤処遇改善金の支給期間（改善実施期間）は「毎年7月～翌年の6月」の一年間
※サービス提供期間は、「4月～翌年の3月」
- ⑥本年度の定期昇給は9月とする（3月～8月分を令和8年3月に支給するため）
- ⑦支給対象人数によって分配額が変動する。

2. 支給方法

【旧処遇改善加算の支給方法】

支給の対象は介護職員、管理栄養士及び看護師を対象とする

(1)手当（月次の給与手当として支給）

①能力手当

●常勤：等級別（1～5等級）に支給額を設定（原則）

【1等級】（Ⅰ）2,000円、（Ⅱ）5,000円、（Ⅲ）8,000円

【2等級】25,000円（国家資格者）

【3等級】35,000円（リーダー、リーダー相当）

【4等級】50,000円（主任、主任相当）

【5等級】60,000円（介護長）

*本年より看護職員を支給対象とする。（等級に関わらず10,000円）

●非常勤：時間給の一部（＋α：能力手当）として支給

②早番・遅番手当

日勤常勤：1,000円／回

非常勤：500円／回

③夜勤専従手当：10,000円／回

(2)基本給の昇級部分（加給）

基本給の内、昇級部分の額

(3)賞与の一部

①賞与の査定報酬（常勤）

- ②賞与の基本給 1.0／3.5 ヶ月
- ③基本給の昇級額に対する支給部分
- ④非常勤職員、継続雇用職員の一時金（賞与ないため）

（4）法定福利費

処遇改善金を支給することで増額される法定福利費部分

【旧特定処遇改善加算の支給方法】

支給の対象は、看護師以外の全職種（常勤職員）に対して「能力手当2」として支給。

（1）支給のグループ分け

Grp I：経験のある介護福祉士、且つ以下の3条件のいずれかを満たす者

条件① 3等級以上

条件② 勤続10年以上

条件③ 介護福祉士として10年以上従事している（他社含む）

Grp II：上記以外の介護職員

（i）Grp I 以外の介護福祉士

（ii）介護福祉士以外で勤続10年以上勤務（当施設）

（iii）介護福祉士以外で勤続10年未満

（iv）資格が認知症基礎研修のみの介護職員

（v）3等級以上の有資格者（医療・福祉）、且つ理事長が認めた者

Grp III：その他の職種

【旧ベースアップ加算の支給方法】

①ベースアップを図るために「処遇手当」として支給

②支給対象は全職員（全職種の常勤、非常勤）、非常勤は時間給として支給

※非常勤のベースアップの算出は、『常勤の月額 ÷ 173.5』を目安とする

【交付金】

上記の支給後に財源に残額が生じる場合、交付金として介護職の常勤と非常勤へ分配する。残額が少額の場合（少額の判断は事業所による）、常勤職員のみ支給とする。

支給時期：10月、3月、6月のいずれかの月

支給基準：＜常勤＞（イ）等級・資格、（ロ）事業者評価、（ハ）勤続年数 から算出

＜非常勤＞ 就業時間の実績を基に算出

以上